

緑区公告第 48 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 14 日

横浜市緑区長

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	山中 キサ子 他 4 件（別紙のとおり）
送達する 書 類 名	後期高齢者医療保険料納入通知書 令和 8 年度 7 月発送分	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

後期高齢者医療保険料納入通知書
令和8年度7月発送分 公示送達(別紙)

No	氏 名
1	山中 キサ子
2	稲垣 君江
3	鈴木 りよ子
4	相川 芳實
5	秋葉 政一
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	